

(仮称) 札幌市議会基本条例 素案に対する市民意見募集の結果について

「(仮称) 札幌市議会基本条例 素案」について、市民の皆様のご意見を募集しましたところ、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

このたび、お寄せいただいたご意見とそれに対する札幌市議会の考え方について公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見については、その趣旨を損なわない程度に要約しておりますことをご了承ください。

1 募集期間

平成 24 年 12 月 12 日（水）から平成 25 年 1 月 10 日（木）まで

2 意見提出状況

- (1) 提出者数 12 名
- (2) 提出件数 80 件
- (3) 提出方法 窓口 1 名
郵送 0 名
F A X 6 名
電子メール 5 名

3 意見の内訳

内 訳	件 数
① 条例素案全体に関するもの	12
② 前文に関するもの	3
③ 第 1 章 総則（第 1 条）に関するもの	2
④ 第 2 章 議会（第 2 条—第 11 条）に関するもの	22
⑤ 第 3 章 議員（第 12 条—第 14 条）に関するもの	8
⑥ 第 4 章 市民との関係（第 15 条—第 17 条）に関するもの	16
⑦ 第 5 章 市長等との関係（第 18 条—第 21 条）に関するもの	3
⑧ 第 6 章 議会の機能強化及び議会改革（第 22 条—第 25 条）に関するもの	—
⑨ 第 7 章 政治倫理（第 26 条）に関するもの	1
⑩ 第 8 章 議会事務局等（第 27 条・第 28 条）に関するもの	3
⑪ 第 9 章 他の条例等との関係等(第 29 条・第 30 条)に関するもの	3
⑫ 条例素案の内容以外に関するもの	7
合 計	80

4 意見の概要と札幌市議会の考え方

別紙のとおり

市民意見の概要と札幌市議会の考え方

① 条例素案全体に関するもの

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
1		他都市の条例から見ると非常に消極的で、条例を作る程の価値や真価が見えないのは誠に残念である。せっかく他都市から遅れて作るなら、もっと市民の意見が反映できるように見直すべきではないか。	この条例は、市民に対し本市議会の役割や活動原則を明らかにするとともに、議員の活動原則、市民と議会の関係など、議会に関する基本的な事項を定めることをその目的としています。 なお、策定にあたっては、市民の意見を議会活動に、より一層反映することができるよう、第15条（市民参加）の規定を設けています。この規定を踏まえ、今後とも市民の議会への参加を推進していきたいと考えています。
2		条例は、法律の中で地方自治体の判断に委ねられたことや、法律に記載されていないことについて決めるものではないか。	この条例は、市民に対し本市議会の役割や活動原則を明らかにするとともに、議員の活動原則、市民と議会の関係など、議会に関する基本的な事項を定めることをその目的としています。 そのため、法律上の規定事項であっても、多くの市民に議会に対する理解を深めていただくために必要と考える事項については改めて明文化しています。
3	—	基本条例は、党利党略に左右されないように決める必要があると思う。（基本条例に限らず）改革に際しては、帰納法的な考えではなく、演繹（えんえき）的な考えに立つことが大切ではないか。	この条例の検討に当たっては、議会改革等について検討する内部委員会を設置し協議を進めてきました。委員会においては、市議会内の各会派の協力のもと、ご指摘の考え方も含め様々な視点をもって協議を進めています。
4		前文、第1条（目的）、第18条（市長等との関係）において、「市民福祉の向上及び市勢の発展」と表現されているが、「市勢」という表現では内容がよく分からないので、『市民福祉の向上及び札幌市の発展』に修正すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、「市民福祉の向上及び市勢の発展」を『市の発展及び市民福祉の向上』に修正します。
5		国がつくる法律ではなく、また国のお役人が書く文章ではなく、自治体がつくる条例なのだから、前文にある「地方議会」は『自治体議会』、第4条（交流及び情報交換の推進）にある「地方公共団体」は『自治体』と表現すべきである。また、前文、第1条（目的）、第18条（市長等との関係）にある「市勢」はあまり一般的な表現ではないと思うので、『市政』と表現すべきである。『市政』の方が分かりやすく、また適切な表現ではないかと思う。	条文の作成に当たっては、より市民に分かりやすくなるよう心掛ける観点から「地方議会」「地方公共団体」という表現を用いたところです。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ、「市民福祉の向上及び市勢の発展」を『市の発展及び市民福祉の向上』に修正します。
6		前文、第2条（議会の役割）、第5条（災害時の議会の役割）において、「議会の役割」と表現されているが、責任感を感じないので、『議会の責務』に修正すべきである。	「責務」とは、「責任と義務」を意味しますが、当然にこれを自覚した上で、より積極的に自ら取り組んでいく意思を表す意味から、「役割」という表現を用いています。

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
7		前文、第2条（議会の役割）第3号、第6条（議員定数）、第11条（議員報酬）、第12条（議員の活動原則）第3号、第13条（党派）第2項、第14条（政務活動費）第1項、第18条（市長等との関係）、第21条（政策の立案及び提言）、第22条（議会の機能強化及び議会改革）、第27条（議会事務局）において、「政策の立案及び提言」と表現されているが、「提言」という表現では議会の主体性の無さを感じるので、『政策の立案及び条例提案』に修正すべきである。	議会は予算の決定権を有していますが、予算の執行権は市長に専属しています。これらの規定は、こうした市長との関係上、議会が議員提案による条例の制定、決議、質疑など様々な手段を用いて、積極的に政策を立案・提言し政策の実現を図っていくことを規定するものです。
8		議会の機能に関する同文の反復が条例全体をとてつもなくわずらわしくしている。「市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能」という表現が、第6条（議員定数）、第11条（議員報酬）、第14条（政務活動費）、第18条（市長等との関係）、第22条（議会の機能強化及び議会改革）に出てくる。「議会の機能」として第2条（議会の役割）できちんと定義しておけば、あとは「議会の機能」という表現だけで簡略化できる。	条文の作成に当たっては、より市民に分かりやすくなるよう心掛けたところであり、ご指摘の点については、条例を通読しなくても、条項毎に内容が理解できるよう配慮したものです。 また、「市長等の事務執行に対する監視・評価」と「政策の立案・提言」は、議会機能の中でも最も重視すべきものであると考えており、そのことを強調する意味も含んでいます。
9	—	所々に「努めること」と規定されているが、是非実行してもらいたいと思う。	この条例は議会における最高規範であり、その規定内容は本市議会における各種活動の基礎、基盤となるものです。このことを十分に踏まえ、今後とも市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革及び機能強化に継続的に取り組んでいきます。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ、第12条（議員の活動原則）第4号、第14条（政務活動費）第1項、第16条（広報及び広聴の充実）第1項・第2項、第19条（議会への説明等）、第27条（議会事務局）、第28条（議会図書室）の「努める」との文言については、より明確な表現に修正します。
10		数カ所に「努めることとする」との文言があるが、あいまいな言葉ではなく、明確な言い方にしてほしい。	この条例は議会における最高規範であり、その規定内容は本市議会における各種活動の基礎、基盤となるものです。このことを十分に踏まえ、今後とも市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革及び機能強化に継続的に取り組んでいきます。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ、第12条（議員の活動原則）第4号、第14条（政務活動費）第1項、第16条（広報及び広聴の充実）第1項・第2項、第19条（議会への説明等）、第27条（議会事務局）、第28条（議会図書室）の「努める」との文言については、より明確な表現に修正します。

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
11		札幌市議会の素案は、他の自治体の議会基本条例と比較して、条文が全体として抽象的で、市民はこの条例制定によって議会の何がどう変わるのか、具体的なイメージを浮かべることが難しいと思う。できるだけ早く、「今までの議会はこうだったが、これからはこうなります」という、変化あるいは改革の一覧表を市民に示す必要があるのではないかと。それがなければ、条文の表現が抽象的なので、何も変わらなくても、何も変えなくても条例と齟齬きたさくない、すなわち、無力な条例になってしまう危険を感じる。	この条例は、市民に対し本市議会の役割や活動原則を明らかにするとともに、議員の活動原則、市民と議会の関係など議会に関する基本的な事項を定めることをその目的としています。 この条例に基づき、引き続き議会改革及び機能強化に取り組んでいくとともに、その取組の経過についても積極的な広報に努めていきたいと考えています。
12	—	素案によれば、議員定数（第6条）、議員報酬（第11条）、政務活動費（第14条）、議決事件の拡大（第23条）に関しては別に条例を定めることになっている。先般の地方自治法の改正で議会を構成する議員の定数はすべて条例にゆだねられることになったので、議員報酬と合わせて、決め方についての基本事項は少なくとも議会基本条例に明記すべきではないか。また、議決は議会の重要な機能だから、「一覧性」という観点からも議決事件は別の条例ではなく議会基本条例に明記すべきではないか。	従前から、本市議会では「札幌市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」「札幌市議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例」「札幌市議会政務調査費の交付に関する条例」「札幌市議会の議決すべき事件に関する条例」を定め、議員定数、議員報酬、政務調査費、議決事件についてそれぞれ規定しています。 そこで、この条例では、その策定目的に鑑み、これらを定める場合の基本的な方針を規定したところです。 それぞれの具体的な内容については、当該規定を踏まえた上で、いただいたご意見も参考にしながら、議会改革等について検討する内部委員会において引き続き協議を進めていきたいと考えています。

② 前文に関するもの

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
13		「本市議会は、少数意見も尊重した議会運営や、他の地方議会に先駆けて議会の傍聴を完全に自由化するなど積極的な公開を行うとともに、請願及び陳情を随時受け付け、その審査に際し提出者からの説明の機会を設けるなど、開かれた議会の実現に向けて、これまでも先進的かつ積極的な取組を進めてきたところである。」という評価については大いに賛成できるが、この成果を「今後も継承しより発展させる」という市議会の決意も盛り込んでいただきたい。	ご意見にありますとおり、前文の3段落目では、本市議会がこれまで先進的かつ積極的に取組を進めてきたことについて明らかにしています。これを踏まえた上で、4段落目では「こうした伝統を重んじながら、一方で、(中略)既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を併せ持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない」という本市議会の決意を表明しています。
14	—	札幌が、先人であるアイヌ民族とともに今後も発展していくとの観点を盛り込むべきである。	前文の1段落目は、「先人たちの偉業を受け継ぎながら、今後の札幌の誇りある歴史を刻んでいくために本市議会が果たすべき役割を強く自覚し、この考えのもと今後も取り組んでいく」という本市議会の決意を表明しています。 また、前文の3段落目では、本市議会がその取組を進める上で、「先人たちによる豊かで、かつ、厳しい自然との共生や戦いの歴史の中で培われてきた寛容かつ進取の気風を大切にしてきたこと」を述べています。

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
15	—	一つひとつのセンテンスが長く、まわりくどくて読みにくい。もう少し文章を短く簡潔に整理すべきではないか。その際、自治基本条例ではないのだから札幌市の歴史や市の特性、また自画自賛的な議会評価などの表現は削除して、むしろ議会基本条例なのだから、率直に「二元代表制」の意味や意義、それとの関連における議会のあるべき姿などをしっかり書き込んだほうがよいのではないか。	この条例の検討にあたっては、議会活動の全体像や議員の日ごろの取組について市民に知っていただきたいとの思いをこめて、その議論を進めてきたところです。 その意味において、条例制定の背景や決意等を述べる前文では、二元代表制における議会の在り方についてはもちろんのこと、その歴史性に立脚したこれまでの先進的かつ積極的な取組を市民に伝えることが大変重要であると考えています。 本市議会では、こうした伝統を重んじながら、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいきたいと考えています。

③ 第1章 総則（第1条）に関するもの

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
16	第1条（目的）	第1条について、二元代表制は、憲法で決められていることから不用である。	No.2 の考え方で記載したとおり、この条例の制定趣旨に鑑み、多くの市民に議会に対する理解を深めていただくために必要と考える事項については改めて明文化しています。
17		第1条において、「役割等」と表現されているが、「等」を加えることにより重要な原則があいまいになっているので、『議会及び議員の責務並びに、市政の情報共有と市民参加を明らかにするとともに、…』に修正すべきである。	この条例は、市民に対し本市議会の役割や活動原則を明らかにするとともに、議員の活動原則、市民と議会の関係など議会に関する基本的な事項を定めることをその目的としています。 第1条は、この制定趣旨を規定したのですが、ご指摘の「役割等」という表現によって、「本市議会と本市議会議員の役割」のほか、「市民との関係」「市長等との関係」「議会の機能強化及び議会改革」等、これ以降のすべての条項を市民に対し明らかにすることを規定するものです。

④ 第2章 議会（第2条—第11条）に関するもの

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
18	第2条（議会の役割）	第2条第1号について、あまりにも各論であるので、議会は市民意見を議員間の討議に反映して欲しいとの思いから、原案を削除し、『議会は市民を代表する合議制の機関として、議会報告会等市民に対する説明責任及び意見交換等市民参加を果たさなければならない。』に修正したい。	憲法第93条第1項により設置された議事機関として、議案や請願・陳情等を審議・審査した上でこれらを議決することにより市の最終的な意思決定を担っていることは、議会にとって最も基本的で重要な役割の一つであると考えます。 なお、「市民への説明責任」「市民参加の促進」については、第3条（議会の活動原則）第3号で規定しているところです。
19		第2条の第1号として、「市民を代表し市民意見を的確に市政に反映させること。」という議会の基本中の基本を規定すべきである。	ご指摘の趣旨は、第3条（議会の活動原則）第2号において「多様な市民意見を十分に把握した上で、市民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等をし、意思決定を行うこと。」と規定しています。

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
20	第2条（議会の役割）	第2条第3号について、議員は学者ではないし、任期は4年なのだから、改めての調査研究は不用である。議員になるまでの経験で判断、決定すべきである。	議会が政策の立案及び提言を行っていくことを通じ本市の意思決定を担う議決機関としての責任を果たしていくためには、複雑高度化する市政課題等について自らも調査研究を行うことが必要と考えています。
21		第2条第3号について、「市政の課題」と表現されているが、これでは議会が扱う課題が狭すぎるとの思いから、『札幌市全体の課題』に修正すべきである。	全市政課題のみならず区単位や地域単位の課題も含め広く調査研究を行う必要があるとの考えから、こうした表現を用いています。
22	第3条（議会の活動原則）	第3条について、市議会議員は、憲法99条の「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」ものなので、当然に議会活動の原則に「憲法を尊重し擁護する立場で」との文言を文章の冒頭に挿入していただきたい。	議員及び議会の活動に際しては、憲法はもとより各種法令の順守が大前提となります。 このことを踏まえ、今後とも活動を進めていきたいと考えています。
23		第3条第1号について、議会は市民意見を議員間の討議に反映して欲しいとの思いから、『二元代表制の下、議会は市民に直接選挙で選ばれた議員で構成する議事機関として、市民意見を議会審議に反映させること。』に修正すべきである。	第3条第2号に規定しているとおおり、多様な市民意見を十分に把握した上で公正で公平な議論、審議、審査等をし意思決定を行うことを通じて、市民意見を議員間の討議と議会審議に反映させることができるものと考えています。
24	第5条（災害時の議会の役割）	災害時の議会の役割を基本条例に盛り込んでどうか。	災害時の議会の役割については、第5条において規定しています。
25		第5条について、災害時のみが議会の役割なのではなく、平時においても議会の責務があるのではないかと考え、条文の見出しを「災害等危機管理」と修正した上で、下記の第1項を追加し、原案の条文を第2項とするよう修正すべきである。 災害等危機管理 第5条 議会は、市長等が策定する危機管理計画を地方自治法第96条第2項の議会の議決事項として追加し、その責任を分担するものとします。 (注)危機管理計画の名称は札幌市の実態に合わせて修正可	平成23年3月の東日本大震災を契機に、災害時の議会の役割の重要性が再認識されています。 第5条の明文化は、議会における最高規範であるこの条例に当該規定を盛り込むことによって、災害時には自らが積極的な役割を果たしていくという本市議会の決意を示したものです。
26		災害時の役割は、自治基本条例を改正した上で、明記すべきである。	平成23年3月の東日本大震災を契機に、災害時の議会の役割の重要性が再認識されています。 第5条の明文化は、議会における最高規範であるこの条例に当該規定を盛り込むことによって、災害時には自らが積極的な役割を果たしていくという本市議会の決意を示したものです。

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
27	第5条（災害時の議会の役割）	<p>第5条は、少し奇異な感じがする。多くの議会基本条例は、個別の政策分野には立ち入らず、議会運営の仕組みに限定している。個々の政策を挙げればきりがなくなるし、かといってあらかじめ政策に優劣をつけるわけにもいかない。そこで優れた仕組みを設けて、それをきちんと活かせば優れた政策がつけられるはず、という理解に立って、個別政策に関する規定は置かず、議会運営の仕組みに特化して書くのが一般的な議会基本条例の作り方だと思う。</p> <p>東日本大震災を経験したので市議会の気持ちは分かるが、このような規定は、むしろ札幌市自治基本条例を改正して、ここに規定すべきだと思う。近年、自治基本条例では「危機管理」を規定するものが多い。</p>	<p>平成23年3月の東日本大震災を契機に、災害時の議会の役割の重要性が再認識されています。</p> <p>第5条の明文化は、議会における最高規範であるこの条例に当該規定を盛り込むことによって、災害時には自らが積極的な役割を果たしていくという本市議会の決意を示したものです。</p>
28	第6条	<p>第6条について、議員定数は大切なので、別に定めるのではなく、この条例で明確に決めておく必要がある。</p> <p>① 総数は、統計手法による最適数から住民の割合で決める必要がある。現行定数が良い場合には現行比率にするが、統計手法の考え方をまとめるべきである。</p> <p>② 区定数は、区の人口・人口密度・人口格差・議員係数を用いて決める必要がある。人口格差は、人口最大密度を1として人口密度最小を2程度に決めるべきである。地域は、住民と住民が管理できる土地で構成されるので、住民人口だけでは手落ちだと思う。</p>	<p>この条例は議会に関する基本的な事項を定めることを目的としているため、議員定数については、これを定める場合の基本的な方針を規定したところです。</p> <p>議員定数の具体的な在り方については、当該規定を踏まえた上で、いただいたご意見も参考にしながら、議会改革等について検討する内部委員会において引き続き協議を進めていきたいと考えています。</p>
29	第6条（議員定数）	<p>第6条について、多様な市民意見を市政に反映させるのではなく、議会審議に反映させるべきであると考えられるため、「多様な市民意見を議会審議に反映させる」に修正すべきではないか。</p>	<p>多様な市民意見を議会審議に反映させることを通して、最終的に市政に反映されるものと考えています。</p>
30		<p>第6条について、第1項として『議員定数の改正に当たっては、議員活動の評価等に関する市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。』という規定を追加し、原案の第1項を第2項に移行させるように修正すべきである。</p>	<p>この条例は議会に関する基本的な事項を定めることを目的としているため、議員定数については、これを定める場合の基本的な方針を規定したところです。</p> <p>一方、第15条（市民参加）第1号では、公聴会・参考人制度等の活用を努めることを通して、市民の議会活動への参加を推進することとしています。</p> <p>議員定数については、これらの規定を踏まえた上で、いただいたご意見も参考にしながら、議会改革等について検討する内部委員会において引き続き協議を進めていきたいと考えています。</p>

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
31	第7条（議長及び副議長の役割）	第7条について、その職務は削除しても理解できる。	No.2の考え方で記載したとおり、この条例の制定趣旨に鑑み、多くの市民に議会に対する理解を深めていただくために必要と考える事項については改めて明文化しています。
32	第7条（議長及び副議長の役割）	第7条の第1項は、地方自治法第104条の規定とほぼ同じである。地方自治法と議会基本条例の住み分け（地方自治法に書いてあることは原則として書かない）をしっかりとしておくべきではないか。第7条は不要である。	No.2の考え方で記載したとおり、この条例の制定趣旨に鑑み、多くの市民に議会に対する理解を深めていただくために必要と考える事項については改めて明文化しています。
33	第8条（本会議）、第9条（委員会）	第8条、第9条に書いてある内容に、意味があるとは思えない。不必要ではないか。また、委員会については、次の提案を検討してほしい。 【提案】 従来の常任委員会は分野別の縦割り行政に沿って設置されるが、これとは別に区選出の議員を委員とする「〇〇区常任委員会」を区の数だけ設置し、これによって横割りで地域の政策を総合的に検討するとともに、縦割り行政をチェックする。こうすれば、議会の行政監視機能と政策提案機能の実効性が高められるし、議会と市民の相互交流も具体化できる。	No.2の考え方で記載したとおり、この条例の制定趣旨に鑑み、多くの市民に議会に対する理解を深めていただくために必要と考える事項については改めて明文化しています。 なお、ご提案いただいた区常任委員会について、現時点では設置する予定はありません。
34	第10条（本会議及び委員会の運営）	第10条の第1項において、「議会活動の公正性」とか「議員平等の原則」を記載することの意味がよくわからない。	議会が市民の代表である議員から構成される合議制の機関であることから、本会議と委員会の運営に当たっては、議会活動の公正性を確保するとともに、議員平等の原則にのっとり民主的で円滑な運営を推進すべきことを明文化しています。
35		第10条第2項について、あいまいな表現なので、分かりやすくするために、『本会議における議員と市長等の質疑応答は、その論点争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。』と修正すべきである。	本市議会では、従前から委員会での審議において一問一答方式による質疑が行われているところです。 本会議における一問一答方式の導入については、今後の検討課題として協議を進めていきたいと考えています。
36		第10条第3項について、あいまいな表現なので、分かりやすくするために、『市長等は、議長及び委員長の許可を得て、議員の質疑等の趣旨及び対案の提示などの反問をすることができる。』と修正すべきである。	議会での質疑は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うためのものです。 第10条第3項は、答弁に必要な範囲内で議員の質疑等の趣旨を確認するための発言を認めたものであり、対案の提示などは想定していません。
37		以前に議会を傍聴したが、答弁が分かりにくかったので、市民にも分かりやすいようにしてほしい。	傍聴者にとってより分かりやすい議論となるよう努めていきたいと考えています。

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
43	第12条 (議員の活動原則)	<p>議会基本条例に不可欠な重要事項として、「議員相互の関係」が具体的に規定されなければならないが、素案はこれらの内容について、抽象的で具体性を欠いている。以下にその問題点を指摘したい。</p> <p>議員相互の関係の中心的な課題は自由討議の推進である。選挙で選ばれた議員同士が議論をしない、議論する仕組みが議会にはない。これは社会の常識、市民のイメージと最もかけ離れた議会の姿である。当然あるべき姿ではないから、「自由討議の推進」を条例に明記して、各地で様々な試みがなされはじめた。要は、執行機関が委員会や本会議に出席しなければ成り立たない執行機関依存の議会ではなく、執行機関が出席する時間を必要最小限にして、議員相互の議論による論点争点のまとめをきちんと行う仕組みを実践することである。</p> <p>素案は、第12条の第4号で「議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うよう努めること。」と書いている。けれども何か奇妙な感じがする。問われているのは「議員個人の努力義務」ではなく、自由討議を積極的に行うための議会運営上の仕組みを工夫することが大事ではないのか。どうも認識がずれているような気がする。「議員個人の努力」に矮小化してはならない問題である。</p>	<p>議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価を一つの大きな役割としています。議員は、本会議または委員会での質疑を通じて、この役割を果たしているところです。</p> <p>一方、議会から市長等に対し政策提案を行う場合には、現状の議会運営においても議員間で討議を実践しているところです。</p>
44	第13条 (会派)	<p>第13条について、会派が政策集団なら、その政策とともに政策形成のプロセスを明確に情報公開する必要があるし、そのことを義務化して議会基本条例に明記すべきである。また、議院内閣制とは違って自治体の会派は緩やかな議員集団だし、さらには常にすべての案件に関して会派構成員の意見が一致するとは限らないのだから、表決において会派は議員個人の自由な意思表示を拘束してはならないことも条文に明記すべきではないか。</p> <p>素案は議決を議会の重要な機能としているのだから、すべての議決案件について個々の議員が示した意思を一覧にして市民に公開すべきであり、そのことも条例に明記してほしい。そのためにも議会独自の広報を持つ必要がある(この議会広報に関しては最高水準といわれている福島町議会広報をぜひ参照してほしい。11人の議員と3人の事務局職員でこれだけ立派な仕事ができることにきっと驚かれるであろう)。</p>	<p>議会の表決は、議員個人の自由意思に基づくものであることはご指摘のとおりであり、それら議員の自由意思の集合体が会派としての意思です。</p> <p>なお、議決案件に対する議員の意思は、会派単位での公開を基本としていますが、会派内で異なる意思が示された場合には、それが分かるように従前より公開しているところです。</p> <p>また、広報の充実については、第16条(広報及び広聴の充実)第1項に規定したところです。この規定を踏まえ、他都市の先進事例も参考にしながら、今後とも積極的な広報を図っていきたいと考えています。</p>

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
45	第14条 (政務活動費)	第14条第1項について、政務活動費を使って行う会派の活動内容が「努める」と規定されているので、税金を使っているという意識が希薄であると思う。併せて、議員への政務活動費の交付を想定し、『議員及び会派は…議会機能の強化を行うものとする。』に修正すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、第14条第1項については「…議会機能の強化に努めるものとする」を『…議会機能の強化に取り組むものとする』に修正します。
46		基本条例素案は、その第1条(目的)において札幌市議会議員の役割等を明らかにすることを一つの目的としている。 この点からみて、第14条に規定する政務活動費は議員個人に給付されるものであって、同条第1項の「会派(所属議員が1人の場合を含む。)は、…」の規定は、第13条(会派)が「会派を結成できる。」規定であることを勘案すれば「議員(前条第1項の規定により会派が結成されたときは、その会派)は、…」とするべきではないか。	政務活動費は、平成24年の地方自治法改正により現在の政務調査費に替わるものとして今後交付することが認められたものですが、本市議会においては政務調査費の交付対象が「会派(所属議員が1人の場合を含む。)」とされていることから、第14条も同様の規定としているところです(札幌市政務調査費の交付に関する条例第2条)。
47		第14条第2項について、政務活動費の使途の透明性を確保しなければならないと規定しているが、これでは具体性がないので、『政務活動費の交付を受けた議員及び会派は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務調査費による活動状況を市民に報告しなければならない。』に修正すべきである。	この条例は議会に関する基本的な事項を定めることを目的としているため、政務活動費については、これを運用する場合の基本的な方針を規定したところです。 政務活動費は、平成24年の地方自治法改正により現在の政務調査費に替わるものとして今後交付することが認められたものです。現行の政務調査費の取扱いにおいては、各会派は、毎年度、政務調査費の収入・支出の状況をすべての領収書の写しを添付した上で、議長へ報告するとともに、これを一般の閲覧に供しています。 なお、政務活動費にかかる具体的な取扱いについては、この議会基本条例とともに平成25年第1回定例会に上程される「札幌市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」が可決された後、関係規則等を整備することをもって決定されることとなります。

⑥ 第4章 市民との関係(第15条—第17条)に関するもの

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
48	第15条 (市民参加)	第15条第1号について、市民参加の規定が「努める」とされており、市民に失礼ではないかとの思いから、『公聴会及び参考人の制度等の活用を図り、多様な市民意見を議会審議に反映すること。』に修正すべきである。	この条例は、議会における最高規範であり、その規定内容は本市議会における各種活動の基礎、基盤となるものです。このことを十分に踏まえ、今後とも市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革及び機能強化に継続的に取り組んでいきます。 また、第15条第1号の「公聴会及び参考人の制度等の活用」は「市民の意見を議会活動に反映すること」を目的として規定しており、この「議会活動」には「議会審議」を含むものと考えています。

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
49	第15条(市民参加)	第15条第2号、第3号について、第2号の公正かつ公平に処理するという規定は、あまりにも具体性がないため、第2号と第3号を統合し、『議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。』に修正すべきである。	本市議会では、従前から、請願・陳情を議会への市民参加の方法の一つとして、市民の声をより広く市政に反映させるよう取り組んでいるところですが、この条例は議会に関する基本的な事項を定めることを目的としているため、第15条では議会への市民参加の推進方針を明文化しました。
50		第15条の第2号について、陳情や請願を「公正かつ公平に処理」することは、いわずもがなのような気がするが、これまでそうでなかったことへの反省があって、こうした規定を設けたのか。	従前から公正かつ公平に処理してきたところですが、条例の制定にあたりこれを明文化したものです。
51		陳情の審査に際し提出者の説明を聴くとあるが、現状においては、議会の休憩中に10分間程度説明できるだけで、議員及び理事者との意見交換はない状況にある。また、議員と理事者のやり取りにおいても、答弁調整をしているなど陳情提出者の意見を反映するものとは程遠い形となっている。 今回の条例では、このことについての具体的な改善点が見えない。	本市議会では、委員会での陳情審査に際し提出者からの説明の機会を設けていますが、これは議会活動への市民参加の推進を図るとともに、提出された陳情の趣旨を的確に把握し、効率的・効果的な審査を行うためのものです。 この条例は議会に関する基本的な事項を定めることを目的としているため、第15条では議会への市民参加の推進方針を明文化しました。
52		請願、陳情の審査において、主旨説明が議会休憩中に行われ、会議録に記録されないのは、議会の透明性の制限である。議会の開会中に主旨説明を受けることとし会議録に記録を残すようにしていただきたい。	本市議会では、請願・陳情を随時受け付けるとともに、委員会での審査に際し提出者が説明できる機会を設けることで、的確な審査を行い、かつ議会活動への市民参加を推進しているところですが、この条例は議会に関する基本的な事項を定めることを目的としているため、第15条では議会への市民参加の推進方針を明文化しました。 今後の具体的な運用方法については、いただいたご意見も参考にしながら、必要に応じ協議を進めていきたいと考えています。
53	第15条について、市民参加の規定が具体性に欠けるので、『議会は、区ごとに市民との自由に情報・意見交換の場を年1回以上設けるものとする。』という規定を追加すべきである。 なお、上記の情報・意見交換の場の設置について、平成25年4月からの実施が難しい場合は、1年間の準備期間を設け、平成26年4月1日からの実施でもかまわない。	この条例は議会に関する基本的な事項を定めることを目的としているため、第15条では議会への市民参加の推進方針を明文化しました。 また、第16条(広報及び広聴の充実)第2項において「議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するよう努めるものとする。」と規定しています。	

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
54	第16条（広報及び広聴の充実）	<p>第16条第1項について、情報共有の規定が具体性に欠けることと、「努める」と規定していることは、市民に失礼であるとの思いから、『議会は、市民に開かれた議会の実現のため、本会議、委員会などすべての会議を公開するとともに、インターネット等の情報発信手段を用い議会中継や各議員の賛否の公開を積極的に行うものとする。』に修正すべきである。</p>	<p>この条例は議会に関する基本的な事項を定めることを目的としているため、第16条第1号では広報を充実させる方針を明文化しました。</p> <p>本市議会では本会議及び予算決算特別委員会のインターネット中継（生・録画）を現在実施しています。また、議決案件に対する議員の賛否については、会派単位での公開を基本としています。また、会派内で異なる態度が示された場合には、それが分かるように従前より公開しているところですが、それが分かるように従前より公開しているところですが、</p> <p>なお、ご意見の趣旨を踏まえ、第16条第1項については「…議会活動について積極的な広報に努めるものとする」を『…議会活動について積極的な広報を行うものとする』に修正します。</p>
55		<p>第16条第2項について、情報共有の規定が具体性に欠けることと、「努める」と規定していることは、市民に失礼であるとの思いから、具体的に『議会は、議会報告会を区ごとに年1回以上行うものとする。』と修正すべきである。</p> <p>なお、議会報告会について、平成25年4月からの実施が難しい場合は、1年間の準備期間を設け、平成26年4月1日からの実施でもかまわない。</p>	<p>議会報告会については、他都市の実施状況等も調査研究したところ、その位置付けから議員個人又は会派としての意見を述べるのが困難であるといった制約があり、市民の皆さんの期待に応える内容での実施に難しい面があるなど課題も見受けられたことから、「議員又は会派」が議会報告等を行うことを第16条では規定しました。</p> <p>なお、ご意見の趣旨を踏まえ、第16条第2項については「…市民の意見を把握するよう努めるものとする」を『…市民の意見を把握するものとする』に修正します。</p>

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
56	第16条（広報及び広聴の充実）	<p>議会基本条例に不可欠な重要事項として、「議会と市民との関係」が具体的に規定されなければならないが、素案はこれらの内容について、抽象的で具体性を欠いている。以下にその問題点を指摘したい。</p> <p>これに関しては第4章（市民との関係）に規定がある。議会基本条例では、議会から市民への情報公開と市民から議会への参加という双方向から具体的な規定を置くものが多いが、素案はその内容がきわめて貧弱だ。</p> <p>まず、議会から市民への「議会報告」などは、第16条第2項で「議員又は会派」が行うことになっている。ほとんどの議会基本条例は議会報告会を行うのは「議会」であって議員個人や会派ではない。支持者（後援会）とか関係者に特化された、いいことづくしの報告会ではなく、不特定多数の市民に対して「機関としての議会」が公的に行うことに意義がある。素案はその意義をほとんど理解していないのではないか。認識がずれていないか。</p> <p>市民から議会への市民参加のツールに関しても内容が乏しい。各地の、あるいは例として栗山町の議会基本条例を見てほしい。非常に豊かな内容で構成されている。例えば、多くの議会基本条例は、陳情や請願を、「市民の政策提案」と理解し表現している。だからこそ、陳情や請願は議会への市民参加となるのであろう。素案には「市民の政策提案」あるいは「市民による政策提案」という文言がないのは、そのような認識に立っていないからなのであろうか。</p>	<p>議会報告会については、他都市の実施状況等も調査研究したところ、その位置付けから議員個人又は会派としての意見を述べるのが困難であるといった制約があり、市民の皆さんの期待に応える内容での実施に難しい面があるなど課題も見受けられたことから、「議員又は会派」が議会報告等を行うことを第16条では規定しました。</p> <p>なお、本市議会では、従前から、請願・陳情を議会への市民参加の方法の一つとして、市民の声をより広く市政に反映させるよう取り組んでいるところですが、第15条（市民参加）は議会への市民参加の推進方針を明文化したものです。</p>
57		<p>多様な情報発信手段の1つとして、議会としての議会報告会を考えてもらいたい。</p>	<p>第16条第2項では、「議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するよう努めるものとする。」と規定しています。</p> <p>議会報告会については、他都市の実施状況等も調査研究したところ、その位置付けから議員個人又は会派としての意見を述べるのが困難であるといった制約があり、市民の皆さんの期待に応える内容での実施に難しい面があるなど課題も見受けられたことから、「議員又は会派」が議会報告等を行うことを第16条では規定しました。</p> <p>なお、広報については、同条第1項の規定を踏まえ、今後もインターネットなどの情報通信技術も活用した積極的な取り組みを図っていきます。</p>

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
58	第16条（広報及び広聴の充実）	<p>第16条第2項において「議員又は会派は、……、意見聴取等により市民の意見を把握するよう努めるものとする。」とされているが、広報及び広聴活動は、政務活動費が原則として議員個人に給付されている観点から、個々の議員が基本的責務として行わなければならないものである。よって、会派としての広報及び広聴活動は、議員の広報及び広聴活動の結果が結成された会派内に集約され、検討されたものとして現われる。</p> <p>従って、「議員又は会派」では、会派を結成した議員が、広報及び広聴活動の責務を負っていることが明確に見えてこない。「又は会派」を削除するか、会派としての広報及び広聴活動も含めたいのであれば「議員並びに会派は……、意見聴取等により市民の意見を把握するよう努めなければならない。」とするべきではないか。</p>	<p>No.46 の考え方で記載したとおり、本市議会における政務調査費の交付対象は「会派」とされていることから、第16条は、会派としての広報及び広聴活動が行われることを前提に規定しています。</p> <p>また、第12条（議員の活動原則）第1号及び第2号では、議員の活動原則として「多様な市民意見と市政の課題を的確に把握し……」「自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること」と規定しており、会派所属議員も含めた議員全員が広報及び広聴活動を行わなければならないことは条例上も明らかです。</p>
59		<p>第16条について、情報共有の規定が具体性に欠けるので、第16条第3項として『議会は、議会モニターを設置し、市民からの議会運営等に関する要望、提言、その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。なお、議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定めるものとする。』という規定を追加すべきである。</p>	<p>この条例は議会に関する基本的な事項を定めることを目的としているため、第16条では、広報と広聴を充実させる方針を明文化しました。</p> <p>このことを十分に踏まえ、今後とも市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革及び機能強化に継続的に取り組んでいきます。</p>
60		<p>市民への議会報告、対話等に対する規定がないことに、外に対する市議会の自信のなさが表れており残念である。</p> <p>現状の議会審議は、議員と市長のやり取りだけであり、市民に開かれた議会からは程遠い状況にある。インターネット中継や広報さっぽろ等で議会の概要報告をみても、市民にとっては審議の中身がよくわからないことが多い。</p>	<p>市民との関係については、第16条第2項で「議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するよう努めるものとする。」と規定しています。</p> <p>また、開かれた議会に向けた取組として、本市議会では、従来から他の市議会に先駆けて議会の傍聴を完全に自由化してきたほか、本会議や予算決算特別委員会のインターネット中継などを実施してきました。第16条第1項に規定しているとおり、今後とも多様な情報発信手段を用いて議会活動について積極的な広報を図り、議会における審議状況を市民の皆様にご覧いただけるよう努めていきます。</p>
61		<p>どのような意見書や決議が市議会でも検討されているのかについて、市民は会期の最終日にならなければわからない。川崎市のように検討されている意見書や決議について随時ホームページなどに掲載し公開性を高めるべきである。</p>	<p>意見書・決議の検討過程に関する公開の在り方については、いただいたご意見も参考にしながら、他都市の事例等も調査研究した上で、必要に応じて協議を進めていきたいと考えています。</p>

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
62	第17条（本会議及び委員会）	<p>議会は、原則公開でなければならないが、議会の運営を実質的に決めている「幹事長会議」などの会派の協議がいつ、どのように開催され、何を決めたのか、透明性の確保が必要であり公開を求める。</p>	<p>地方自治法第115条の「会議公開の原則」は本会議のみに適用されるものですが、本市議会においては、常任委員会、特別委員会や、議会運営等を決定する議会運営委員会についても従前より会議を公開しており、その透明性を確保しています。</p> <p>会派間協議の公開は想定していません。</p>
63	第17条（本会議及び委員会）	<p>第17条第2項について、情報公開が会議録のみでは内容が乏しいので、具体的に『議会は、本会議及び委員会の会議録の公開及びリアルタイム及びオンデマンドによる議会中継を行い、議論の経過と結果を明らかにするものとする。』と修正すべきである。</p>	<p>第17条第2項は、議会審議にかかる意思決定の過程と結果を記録し、後に伝える手段として、特に「会議録」について定めたものです。</p> <p>なお、第16条（広報及び広聴の充実）第1項では、積極的な広報活動について定めており、具体的な取組として、本市議会では本会議及び予算決算特別委員会のインターネット中継（生・録画）を現在実施しているところです。</p>

⑦ 第5章 市長等との関係（第18条—第21条）に関するもの

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
64	第18条（市長等との関係）	<p>第18条について、二代表制は、憲法で決められていることから不用である。</p>	<p>No.2の考え方で記載したとおり、この条例の制定趣旨に鑑み、多くの市民に議会に対する理解を深めていただくために必要と考える事項については改めて明文化しています。</p>

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
65	第18条（市長等との関係）、第19条（議会への説明等）	<p>議会基本条例に不可欠な重要事項として、「議会と市長（行政）との関係」が具体的に規定されなければならないが、素案はこれらの内容について、抽象的で具体性を欠いている。以下にその問題点を指摘したい。</p> <p>議会と市長（行政）との関係で最も重要なことは両者の「緊張」であり、国の議院内閣制の場合のような与野党形成ではない。二元代表制下で国の場合のような与野党による議会運営が行われると「与党多数」の場合、議会と市長の緊張関係がなくなって、市長と議会のなれ合いが起こり、市政が停滞する。したがって議会は機関として議会全体で市長や行政との緊張を維持するための方策をシステム化する必要がある。ここが議会と市長の関係の中心的な課題である。</p> <p>けれども素案は、第18条で「緊張」の保持をうたっているが、第19条以下に書かれている内容は他自治体の議会基本条例と比べても抽象的で具体性がない。たとえば、第19条では、他自治体の議会基本条例の条文の表現を借りて、市長が議会に政策などを提案するとき、これに関連する資料等を提出する努力義務を課しているが、その資料等の具体的な内容の部分（例えば、政策発案者、他自治体の類似政策の調査、市民参加の有無、代替案の提示、総合計画上の根拠、財源構成、将来のコスト計算など）は、どういう理由からか全部削除している。</p> <p>また、第10条（本会議及び委員会の運営）の第3項では、いわゆる「反問権」を規定しているが、「答弁に必要な範囲で」とか「議員の質疑等の趣旨を確認するため」といったように、議会があたかも市長の反問を恐れているかのような及び腰の情けない条件を課している。議会の本質は「討論の広場」なのだから、ましてや第18条で議会と市長は「独立対等」といっているのだから、反問であれ反論であれ、市政上の論点争点を開示するためには、条件をつけないで堂々と市長に反問権を与えるべきではないか。</p> <p>これらの問題とも関係しているのか、いまでは自治体議会でも広く行われ、多くの議会基本条例にも書かれている市長と議員の「一問一答」による質疑の方式が素案からは抜け落ちている。これはやはり市政における論点を明確にするために不可欠な仕組みだから、取り入れるべきである。</p>	<p>この条例は議会に関する基本的な事項を定めることを目的としているため、議会活動の具体的な内容の全てを記載してはいません。</p> <p>また、議会での質疑は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うためのもので、ご指摘のような反問（反論）の機会の付与は想定していません。</p> <p>なお、本市議会では、従前から委員会での審議において一問一答による質疑が行われているところです。本会議における一問一答方式の導入については、今後の検討課題として協議を進めていきたいと考えています。</p>

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
66	第21条（政策の立案及び提言）	第21条について、「第5章 市長等との関係」には似つかわしくない規定と考えるので、削除すべきである。主語が議会となっているが、内容は議員及び常任委員会について規定しているように読めるし、これらの責務のようにも読める。	議会は予算の決定権を有していますが、予算の執行権は市長に専属しています。第21条は、こうした市長との関係上、議会は、市長等の事務執行の監視・評価や市長から提案された審議を行うだけでなく、自らが、議員提案による条例の制定、決議、質疑など様々な手段を用いて、積極的に政策を立案・提言し、政策の実現を図っていく必要があることを規定するものです。

⑧ 第6章 議会の機能強化及び議会改革（第22条—第25条）に関するもの

※ 該当なし

⑨ 第7章 政治倫理（第26条）に関するもの

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
67	第26条	第26条について、政治倫理の規定が抽象的であることと、政治倫理は「努める」と規定すべきではないと考えられることから、『議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招かないよう行動しなければならない。』に修正すべきである。	議員は、選挙により選ばれた市民の代表として、常に品位を重んじるとともに、高い倫理性が求められています。 このことを十分に踏まえ、議員は、市民の疑惑を招かないよう、公正及び誠実を旨として職務を行っていかねばならないと考えています。

⑩ 第8章 議会事務局等（第27条・第28条）に関するもの

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
68	第28条（議会図書室）	第28条について、「一般の利用にも配慮する」との表現はあいまいなので、明確に「一般にも公開するものとする」と修正すべきである。	第28条は、議会図書室は広く一般にご利用いただくことが望ましいとの考えに基づき規定したものです。
69		第28条において、「一般の利用にも配慮する」と規定されているが、「配慮」とはどのような意味か。また、このような表現は条例の用語として適切ではないのではないか。あえていうなら、「市民の利用にも供するものとする。」と修正した方がいいのではないか。	「配慮」とは、単に利用していただくだけでなく、より一層利用しやすい環境の整備に取り組んでいくことを意味するものです。
70		第28条において「……、一般の利用にも配慮するものとする。」と規定されている。この「一般」は地方自治法第100条第19項「前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。」との関係で用いていると考えられるが、法がこの条項で用いた「一般」は、特定の人に限定せず、広く公衆のことを言っているのであるから、「市民等」とした方が条例全体の文言使用として体裁が整うのではないか。	第28条は、議会図書室は市民に限らず広く一般にご利用いただくことが望ましいとの考えに基づき規定したものです。

⑪ 第9章 他の条例等との関係等(第29条・第30条)に関するもの

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
71		第30条について、基本条例は、簡単に変更されないように、2/3以上で成立し、3/4以上で変更できる厳しさが必要であると思う。	過半数以外で議決する条例は、法律に定めるものに限定されています。
72	第30条(条例の見直し)	<p>第30条について、条例の見直しがきちっとされていることが重要との認識から、見直し周期と担当を明記する必要があると考え、下記のとおり修正すべきである。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第30条 議会は、毎年この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 議会は、この条例の改正の場合、もしくは、改正しない場合においても、本会議において、改正の理由及び背景、改正しない場合は改正しない理由を詳しく説明しなければならない。</p>	<p>議会を取り巻く状況の変化に的確に対応していくためには、この条例についても適時適切に見直しを行っていくことが必要であるという考えから、見直し周期はあえて明記していません。</p> <p>また、見直しの必要性については、議会改革等について検討する内部委員会をはじめとして、議会における様々な場や機会を通じて、必要に応じ検討していきたいと考えています。</p>
73		第30条では、議会は「必要があると認めるときは」条例を見直すと規定しているが、見直しの時期を明確にすること、市民による議会モニターを設置して議会の問題点を恒常的にウォッチングすること、また見直し機関の設置や基本的な見直し手続きをあらかじめ示しておくことが大事である。この条例は「議会における最高規範」(第29条)なのだから、「必要があると認めるとき」などというアバウトな規定はいただけない。	<p>議会を取り巻く状況の変化に的確に対応していくためには、この条例についても適時適切に見直しを行っていくことが必要であるという考えから、見直し周期はあえて明記していません。</p> <p>また、見直しの必要性については、議会改革等について検討する内部委員会をはじめとして、議会における様々な場や機会を通じて、必要に応じ検討していきたいと考えています。</p>

⑫ 条例素案の内容以外に関するもの

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
74	—	第17条(本会議及び委員会の公開)第2項に「会議録の公開」とあり、第16条(広報及び広聴の充実)第1項にも「開かれた議会」とあるが、そもそも「市民に役立つ議会検討委員会」が公開されておらず、まず、そこから改める必要がある。	<p>市民に役立つ議会検討委員会*については、会議開催の都度、報道機関に対し検討内容等の情報提供を行っています。</p> <p>※『市民に役立つ議会検討委員会』 議会改革等について検討するために現在設置されている内部委員会のこと。</p>

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
75		<p>議会が素案をパブリックコメントに付す場合は、これまで多くの議会では条ごとの解説や体系図をつけて市民に理解しやすくする努力をしている。今回の札幌市議会の場合には、それがないためよく理解できないところがかかりあった。そもそも議会基本条例は市民に理解され評価される議会への改革を目指して制定するはずだから、今回のような不親切は、議会基本条例のあるべき精神にも反するのではないか。素案の第3条（議会の活動原則）第3号にあるように「市民への説明責任」は議会基本条例の制定過程でも実践すべきではないか。</p>	<p>市民意見の募集については、本市議会のホームページへの掲載や報道機関への情報提供などを通じ、その周知を図ってきました。</p> <p>また、条例を制定した際には、別途、解説資料を作成する予定です。</p> <p>今後とも、各種の機会を通じて条例の周知を図っていききたいと考えています。</p>
76		<p>多くの市民は、基本条例の素案が公表され市民意見が募集されたことを知らないし、その中身についても理解していないと思う。</p> <p>説明会を開くなど、市民への情報公開を行ったり意見を聴いたりする場を設けてほしい。分かりやすい解説もしてほしい。</p>	<p>市民意見の募集については、本市議会のホームページへの掲載や報道機関への情報提供などを通じ、その周知を図ってきました。</p> <p>また、条例を制定した際には、別途、解説資料を作成する予定です。</p> <p>今後とも、各種の機会を通じて条例の周知を図っていききたいと考えています。</p>
77	—	<p>素案の作成過程が非公開であるうえ、市民意見の募集の際もアピール不足であり、情報公開をしていると言うには無理があると思う。もっと市民に知らせてほしい。</p>	<p>この条例は市民に役立つ議会検討委員会※において検討を進めてきたところですが、市民に役立つ議会検討委員会については、会議開催の都度、報道機関に対し検討内容等の情報提供を行っています。</p> <p>また、市民意見の募集については、本市議会のホームページへの掲載や報道機関への情報提供などを通じ、その周知を図ってきました。</p> <p>なお、条例を制定した際には、別途、解説資料を作成する予定です。</p> <p>今後とも、各種の機会を通じて条例の周知を図っていききたいと考えています。</p> <p>※『市民に役立つ議会検討委員会』 議会改革等について検討するために現在設置されている内部委員会のこと。</p>
78		<p>条例素案に関する解説を付けたり、説明会を開いてほしい。</p>	<p>市民意見の募集については、本市議会のホームページへの掲載や報道機関への情報提供などを通じ、その周知を図ってきました。</p> <p>また、条例を制定した際には、別途、解説資料を作成する予定です。</p> <p>今後とも、各種の機会を通じて条例の周知を図っていききたいと考えています。</p>
79		<p>条例素案に解説文があると、意見を述べやすいと思う。</p>	<p>市民意見の募集については、本市議会のホームページへの掲載や報道機関への情報提供などを通じ、その周知を図ってきました。</p> <p>また、条例を制定した際には、別途、解説資料を作成する予定です。</p> <p>今後とも、各種の機会を通じて条例の周知を図っていききたいと考えています。</p>

No.	区分	意見の概要	市議会の考え方
80	—	<p>札幌市は、今でも情報公開が進んでいる自治体の一つだと思うが、この条例素案の決定過程が非公開であったのが残念である。</p>	<p>この条例は市民に役立つ議会検討委員会※において検討を進めてきたところですが、市民に役立つ議会検討委員会については、会議開催の都度、報道機関に対し検討内容等の情報提供を行っています。</p> <p>※『市民に役立つ議会検討委員会』 議会改革等について検討するために現在設置されている内部委員会のこと。</p>

札幌市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会（第2条—第11条）

第3章 議員（第12条—第14条）

第4章 市民との関係（第15条—第17条）

第5章 市長等との関係（第18条—第21条）

第6章 議会の機能強化及び議会改革（第22条—第25条）

第7章 政治倫理（第26条）

第8章 議会事務局等（第27条・第28条）

第9章 他の条例等との関係等（第29条・第30条）

附則

札幌市議会は、極限の北の大地において言語に絶する困難の連続にも屈しなかった先人たちの偉業を受け継ぎ、これからの道都札幌の誇りある歴史を刻んでいくために、ここに今、自らが果たすべき役割を強く自覚するものである。

札幌市は、北方圏ならではの豊かな自然の恵みや文化などの資源を基盤として、一人ひとりの創造性を生かした先進的な取組により、世界に誇り得る都市として飛躍的な発展を遂げてきた。

こうした先人たちによる豊かで、かつ、厳しい自然との共生や戦いの歴史の中で連綿と培われてきた寛容かつ進取の気風を大切にし、本市議会は、少数意見も尊重した議会運営や、他の地方議会に先駆けて議会の傍聴を完全に自由化するなど積極的な公開を行うとともに、請願及び陳情を随時受け付け、その審査に際し提出者からの説明の機会を設けるなど、開かれた議会の実現に向けて、これまでも先進的かつ積極的な取組を進めてきたところである。

近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するという地方分権社会への転換が進められている。市政課題が複雑高度化する中で、本市議会在、多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言など議会が果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、本市議会のこうした伝統を重んじながら、一方で、災害時における議会の役割を踏まえるなど、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を併せ持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。

よって、札幌市議会は、市民、市議会及び市長、この三者の関係の中で、本市議会及び本市議会議員が果たすべき役割等を明確化し、これを市民と共有することを通して、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、地方自治の本旨である市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを誓い、本市議会における最高規範たるこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制における札幌市議会（以下「議会」という。）及び札幌市議会議員（以下「議員」という。）の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に基づき、市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会

(議会の役割)

第2条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案、請願及び陳情等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮すること。
- (2) 多様な市民意見を十分に把握した上で、市民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等をし、意思決定を行うこと。
- (3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、市民への説明責任を果たし、積極的に情報公開を進めること。
- (4) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(交流及び情報交換の推進)

第4条 議会は、議会活動の成果をより高めるため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に情報交換を図るよう努めるものとする。

(災害時の議会の役割)

第5条 議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要の予算を迅速に決定し、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

(議員定数)

第6条 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能の確保を考慮するとともに、多様な市民意見を市政に反映させるための適切な人数を確保するという視点等を踏まえて、別に条例で定める。

(議長及び副議長の役割)

第7条 議長は、その職務として、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務をつかさどり、及び議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行うものとする。

2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。

(本会議)

第8条 定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）は、議員全員で構成し、議会の最終的な意思決定を行う。

(委員会)

第9条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を設置するとともに、必要に応じて特別委員会を設置する。

2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）は、その設置目的に沿う機能が発揮されるように運営されなければならない。

(本会議及び委員会の運営)

第10条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員平等の原則にのっとり民主的で円滑な運営を推進するものとする。

2 議員は、議案及び市政の課題等について、その論点が市民にとって明らかになるよう質疑又は質問（以下「質疑等」という。）を行うものとする。

3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

(議員報酬)

第11条 議員報酬及び議員の期末手当については、市政課題等の複雑高度化に対し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境を整備するという視点等を踏まえ、別に条例で定める。

第3章 議員

(議員の活動原則)

第12条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 多様な市民意見と市政の課題を的確に把握し、市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- (2) 自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。
- (3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。
- (4) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うこと。

(会派)

第13条 議員は、政策の決定及び形成に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策の立案、提言等を主体的に実施するものとする。

(政務活動費)

第14条 会派(所属議員が1人の場合を含む。)は、議会の活性化を図るため、政務活動費を活用して、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能の強化に取り組むものとする。

2 政務活動費については、その用途の透明性を確保しなければならない。

3 政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

第4章 市民との関係

(市民参加)

第15条 議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう、次に掲げる方法その他の方法により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。

(1) 公聴会及び参考人の制度等の活用を努めること。

(2) 請願及び陳情が提出されたときは、公正かつ公平に処理すること。

(3) 請願及び陳情の審査に際し、原則として、その提出者の意見を聴く機会を設けること。

(広報及び広聴の充実)

第16条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報発信手段を用いて、議会活動について積極的な広報を行うものとする。

2 議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するものとする。

(本会議及び委員会の公開)

第17条 議会は、本会議及び委員会を原則公開し、必要な資料を市民に配布するとともに、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むものとする。

2 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにするものとする。

第5章 市長等との関係

(市長等との関係)

第18条 議会は、二元代表制の下、市長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市の発展及び市民福祉の向上のために活動するものとする。

(議会への説明等)

第19条 市長等は、計画、政策、施策又は事業（以下「計画等」という。）を立案し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にし、かつ、水準を高めるため、計画等の内容に関する必要な資料を作成し、議会へ適時適切な報告を行うものとする。

(監視及び評価)

第20条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(政策の立案及び提言)

第21条 議会は、議員提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

第6章 議会の機能強化及び議会改革

(議会の機能強化及び議会改革)

第22条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

(議決事件の拡大)

第23条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定める。

(専門的知見の活用)

第24条 議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の効果の評価に資するため、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

2 議会は、必要に応じて専門的知見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(検討組織の設置)

第25条 議長は、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができる。

第7章 政治倫理

第26条 議員は、市民の負託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うしなければならない。

第8章 議会事務局等

(議会事務局)

第27条 議会は、自らの政策の立案及び提言機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化を図るものとする。

(議会図書室)

第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置するとともに、充実強化し、一般の利用にも配慮するものとする。

第9章 他の条例等との関係等

(最高規範性)

第29条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(条例の見直し)

第30条 議会は、この条例の施行後、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。